

(5)令和6年度 活動計画(案)

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適切な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

令和6年度 活動計画(案)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み

現指標は令和6年度が最終年度

【取り組み内容】

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ・ 令和6年度は、概ね人口3～5万人、人口～3万人の自治体を対象として訪問予定(継続)。

②適切な工期設定

【取り組み内容】

◆ 週休2日工事の浸透・定着

- ・ 週休2日工事への取り組み状況は、実施の有無から実施割合(週休2日対象工事件数/全工事件数)へ変更して調査を実施(令和5年度実績より)。
- ・ 地域独自指標の変更(または追加)として実施し、目標値は「R6実績:1.00」とする。

◆ 「統一的な現場閉所」(第7弾)による週休2日の促進

- ・ 年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象(現場条件等から実施が困難な場合は「4週8休」を確保)。

③「発注見通しの統合」の活用推進

【取り組み内容】

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度及び利便性の向上)

- ・ 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回。工事及び業務)。

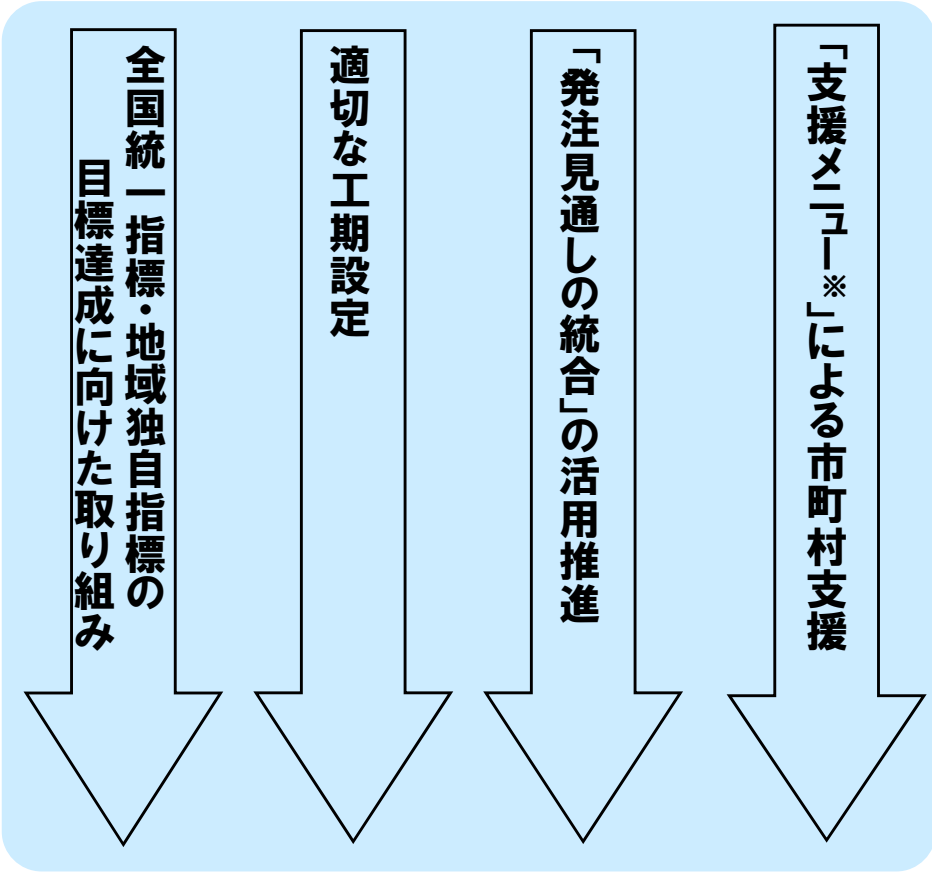
◆ 中長期発注見通し統合の促進

- ・ 市町村への公表拡大。公表が可能な機関から段階的に実施。

令和6年度のスケジュール(案)

令和6年2月頃	「令和5年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催
令和6年5月31日	「令和6年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催
令和6年8月頃	「令和6年度 北陸ブロック発注者協議会(県部会)」の開催 ・新潟県部会 (令和6年8月 開催予定) ・富山県部会 (令和6年8月 開催予定) ・石川県部会 (令和6年8月 開催予定)
令和6年9月頃	「ワーキンググループ」の実施 ・新潟県WG (令和6年9月～10月 開催予定) ・富山県WG (令和6年9月～10月 開催予定) ・石川県WG (令和6年9月～10月 開催予定)
令和6年11月頃	「発注関係事務相談キャラバン」の実施 一定規模の市町村を対象として訪問予定 ・新潟県内 (令和6年10月～11月 開催予定) ・富山県内 (令和6年10月～11月 開催予定) ・石川県内 (令和6年10月～11月 開催予定)
令和7年2月頃	「令和6年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催
令和7年5月頃	「令和7年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催

令和6年度 活動計画(案)



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和6年度 活動計画概要(1)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

活動結果
R5

- 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施
 - ・ 新潟県:人口3~5万人の自治体訪問に着手。
 - ・ 富山県:人口3~5万人の自治体訪問完了。人口~3万人の自治体訪問に着手。
 - ・ 石川県:人口3~5万人、人口~3万人の自治体訪問に着手。
- 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進
 - ・ キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
 - ・ 平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施されていることを確認。

活動計画
R6

- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施(継続)
 - ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
 - ・ 令和6年度は、概ね人口3~5万人、人口~3万人の自治体訪問を実施(人口3~5万人の訪問完了)。
 - ・ 「施工時期の平準化」の更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示

②適切な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

活動結果
R5

- 「統一的な現場閉所」(第6弾:毎月4回の閉所)による週休2日の促進
 - ・ 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
 - ・ 62.7%の工事で月4回の現場閉所を達成(R4年度(月3回)最終60.1%)

活動計画
R6

- ◆ 週休2日工事の浸透・定着
 - ・ 令和6年度より、建設業においても時間外労働規制の適用開始。
 - ・ 週休2日工事への取り組み状況は、実施の有無から実施割合(週休2日対象工事件数/全工事件数)へ変更。地域独自指標の変更(または追加)として実施し、目標値は「R6実績:1.00」とする。
 - ・ ロゴマーク、ポスターを使用して、取り組みを『宣言』し、更なる推進、浸透を図る。
- ◆ 「統一的な現場閉所」(第7弾)による週休2日の促進
 - ・ 年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象(現場条件等から実施が困難な場合は「4週8休」を確保)。
 - ・ 「令和6年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。

令和6年度 活動計画概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動結果
R5

□ 中長期発注見通し統合の促進

- 令和5年度 9機関追加(全21機関が参画(全83機関の約25%))

第2四半期: R5.7.14: 氷見市、白山市 公表。R5.7.31: 小松市 公表。R5.8.14: 射水市 公表。

第4四半期: R6.1.16: 上市町、野々市市 公表。R6.2.2: 三条市、刈羽村、小矢部市 公表。

□ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- 令和5年度 11機関追加(全80機関が参画(全83機関の約96%))

□ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表。
- 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

活動計画
R6

◆ 中長期発注見通し統合の促進

- 参画機関の拡大(市町村への公表拡大)
- 公表が可能な機関から段階的に実施。

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- 公表機関の拡大。データ提供可能な機関より順次公表。

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表。
- 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

- 令和4年度は、概ね人口5～10万人の自治体訪問を全て完了。
- 令和5年度は、概ね人口3～5万人の自治体に着手(Web試行を継続)。
- 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。

人口10万人以上の8市の効果は1巡目以降階段上に増加・評価済み

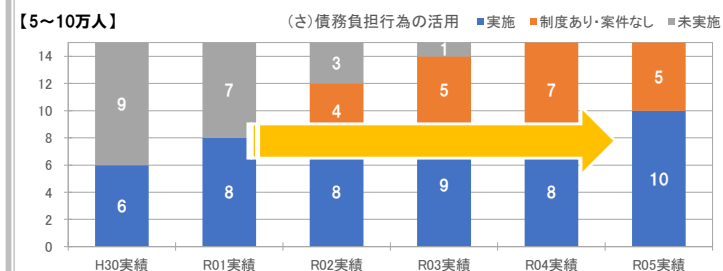
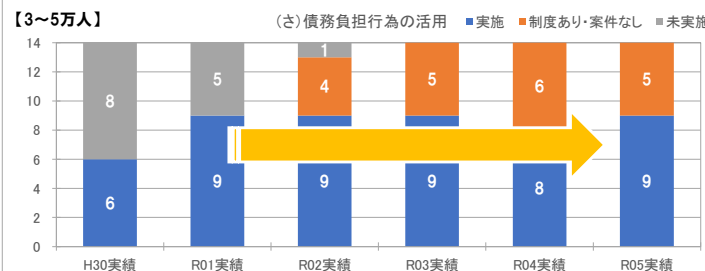
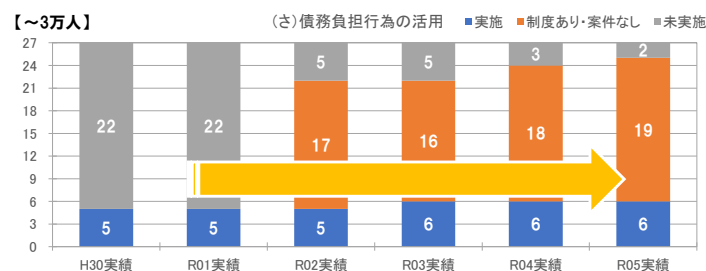
人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況①

(さ)債務負担行為の活用

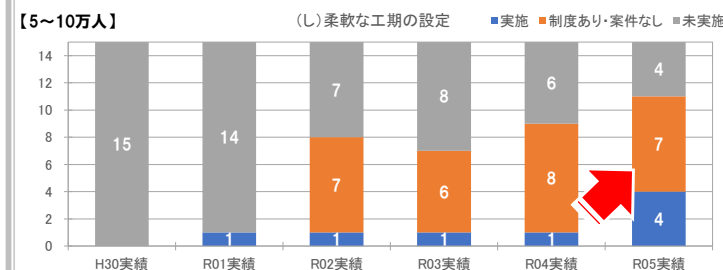
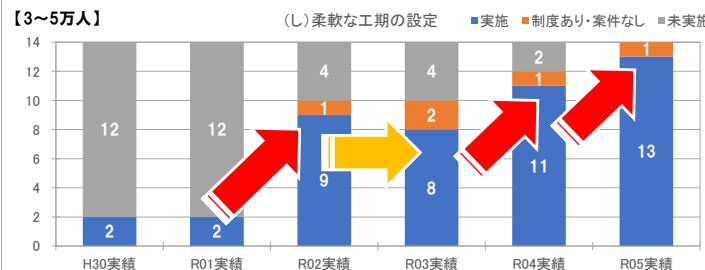
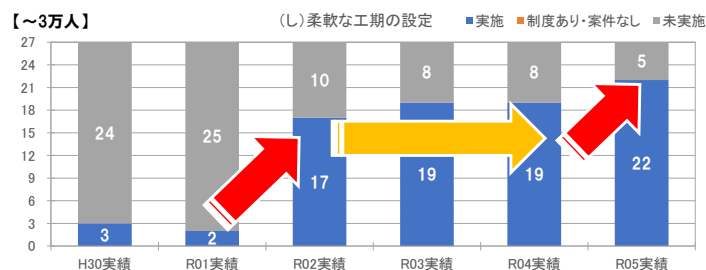
R5年度以降 2巡目着手

R4年度以降 2巡目着手(富山県・石川県完了)

R3・4年度 2巡目完了



(し)柔軟な工期の設定



【出典】(各項目について人口区分別にデータを集計)

H30実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])、R01実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況])、

R02実績～:北陸ブロック発注者協議会調べ(各年度末調査)

※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

◆人口～3万人(27市町村)

加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、輪島市、珠洲市、羽咋市、川北町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

◆人口3～5万人(14市町)

小千谷市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市、津幡町

◆人口5～10万人(15市町村)

三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市、加賀市、能美市、野々市市、

評価基準(R2以降、回答選択細分化)

H30実績・R01実績:「実施」「未実施」

R02実績～:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

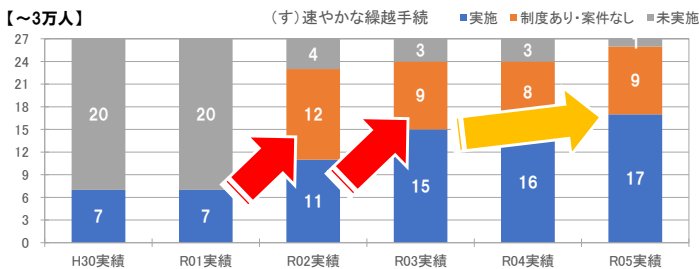
- ◆ キャラバン1巡目(～H31:64市完了)の訪問で「さしすせそ」に取り組む市町村が増加しているが、R2年度以降横ばい。
- ◆ 「さ:債務負担行為」の活用は、災害復旧や気候温暖化対策、構造物の老朽化対策等、天災や政策として活用。
- ◆ 令和2年度以降、「さ:債務負担行為」としての制度はあるが、財政も厳しく余り活用されていない傾向。

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

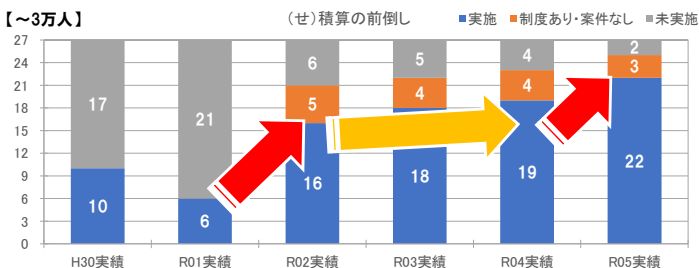
人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況②

(す)速やかな繰越手続

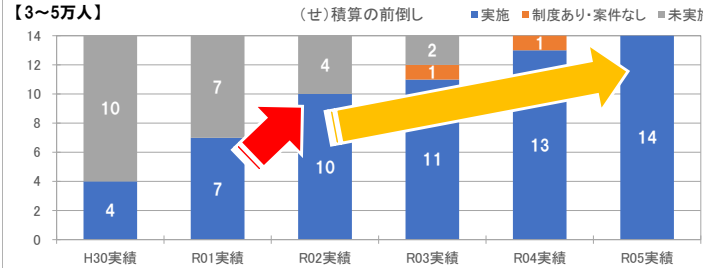
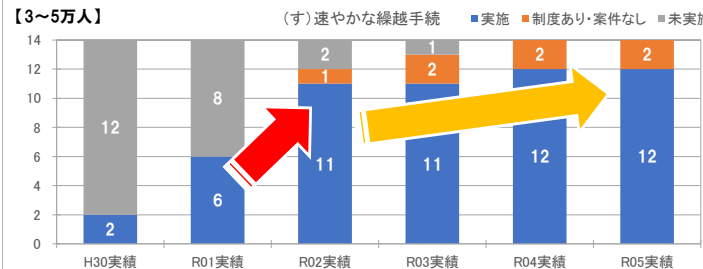
R5年度～ 2巡目着手



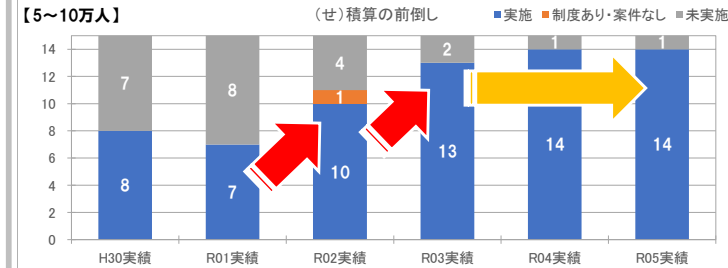
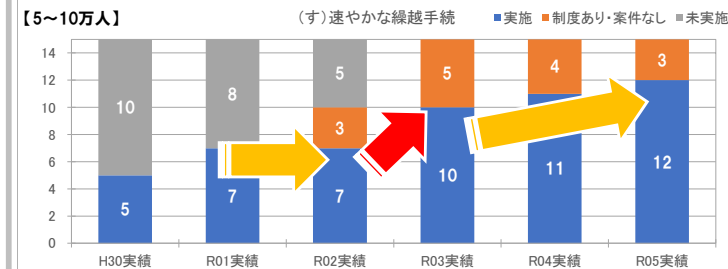
(せ)積算の前倒し



R4年度～ 2巡目着手(富山県・石川県完了)



R3・4年度 2巡目完了



【出典】(各項目について人口区分別にデータを集計)

H30実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])、R01実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況])、

R02実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(各年度末調査)

※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

◆人口～3万人(27市町村)

加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、輪島市、珠洲市、羽咋市、川北町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

◆人口3～5万人(14市町)

小千谷市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市、津幡町

◆人口5～10万人(15市町村)

三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市、加賀市、能美市、野々市市、

評価基準

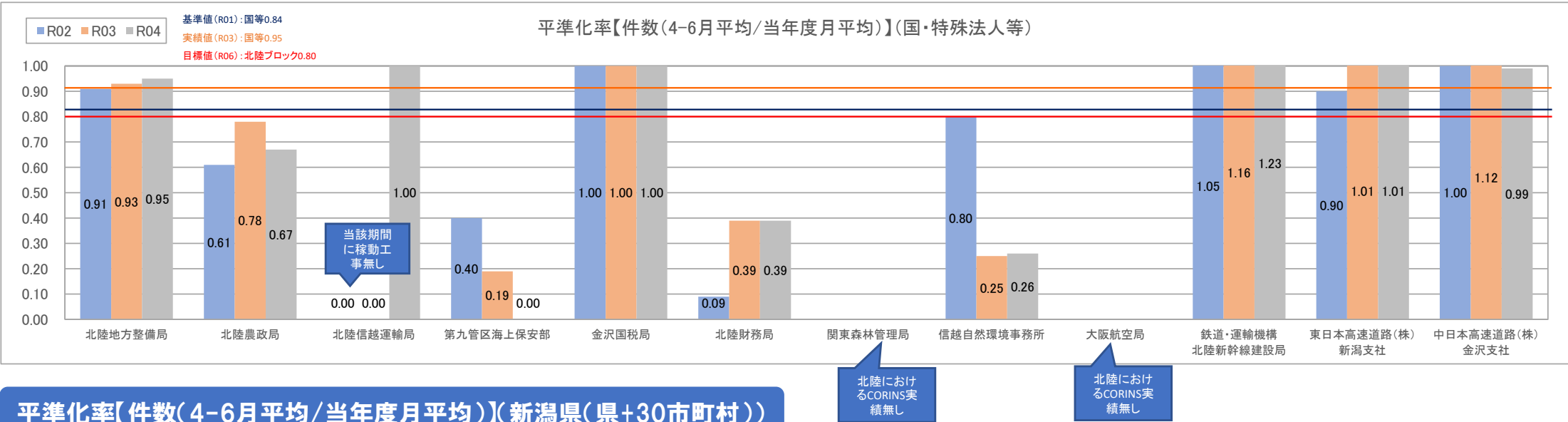
H30実績・R01実績:「実施」「未実施」

R02実績:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

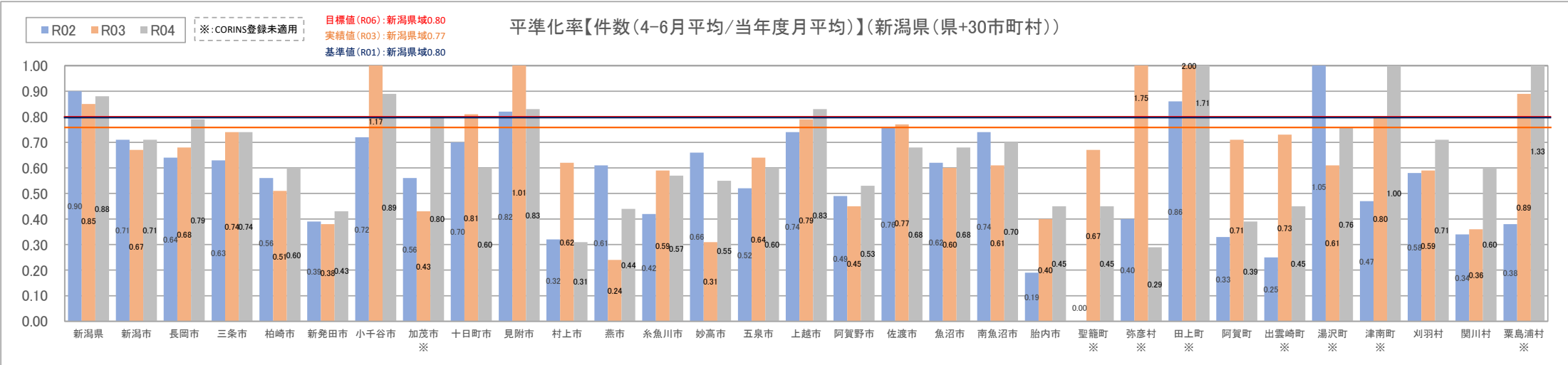
- ◆ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況は、人口規模に関係無く効果は上がっている。ただし、天災や政策が無い場合、債務負担行為の案件は低下し、平準化の割合は下がる可能性大。
- ◆ R5年度以降、概ね人口3～5万人、～3万人の市町村を対象として訪問することから、更なる推進を図るため、債務負担行為以外(「し:柔軟な工期設定」、「す:速やかな繰越手続き」)の工事件数の増加を図るべく、地域の実態を踏まえた上で、その地域に即した活用事例の紹介や提案の充実を図る。なお、市債が難しい場合、補助金・交付金等を積極活用。
- ◆ また、発注関係事務全般にかかる疑問・相談内容等への対応の充実を図る。
(各専門部署の職員が同席し、関係する取り組み内容についての説明、質疑への応答を今後検討し実施を図る。)

【参考】各機関の平準化率の3力年推移(R2・R3・R4)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(国・特殊法人等)



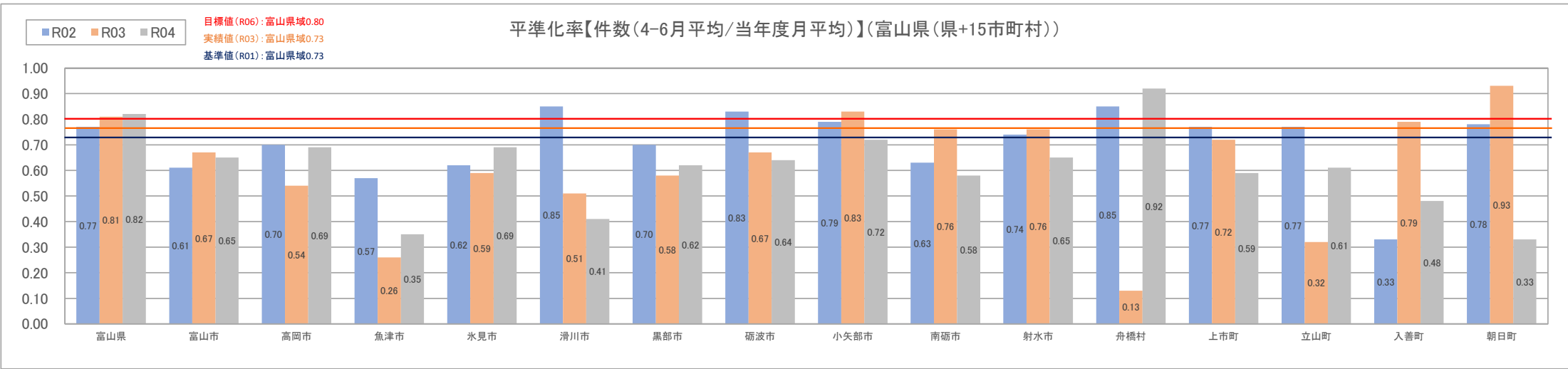
平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(新潟県(県+30市町村))



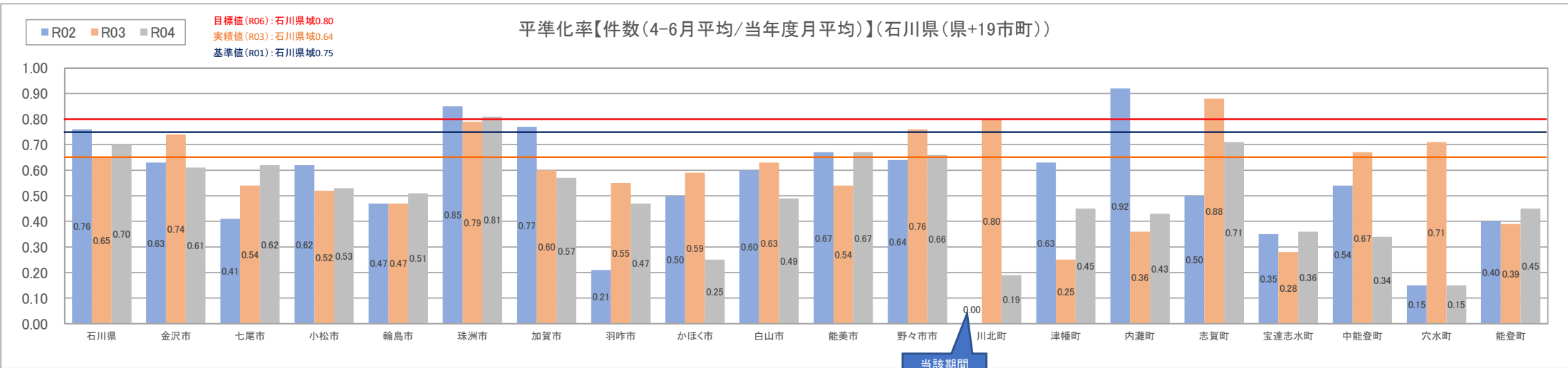
※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2023/4/19時点))を基に作成

【参考】各機関の平準化率の3力年推移(R2・R3・R4)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(富山県(県+15市町村))



平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(石川県(県+19市町))



※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2023/4/19時点))を基に作成

□ キャラバン 2巡目訪問市町村

※ 政令市除く。
※ 1巡目は、H29:20市町村、H30:22市町村、R01:22市町村を実施。
※ R01は「平準化ヒアリング」にて実施。R02より「相談キャラバン 2巡目」を本格実施。
※ 人口:総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】

人口別	市町村数	R1	R2	R3	R4	R5	R6(案)	R7~	訪問済み (R5まで)
10万人 以上	(管内:7) 新潟県:2 富山県:2 石川県:3	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:3) 新潟県:- 富山県:1 石川県:2	-	-	-			(管内:7) 新潟県:2 富山県:2 石川県:3
5~10 万人	(管内:15) 新潟県:9 富山県:2 石川県:4	-	(管内:1) 新潟県:1 富山県:- 石川県:-	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:6) 新潟県:4 富山県:- 石川県:2	-			(管内:15) 新潟県:9 富山県:2 石川県:4
<u>3~5万人</u>	(管内:14) 新潟県:6 富山県:6 石川県:2	-	-	-	(管内:2) 新潟県:- 富山県:2 石川県:-	(管内:7) 新潟県:2 富山県:4 石川県:1	(管内:5) <u>新潟県:4</u> 富山県:- <u>石川県:1</u>		(管内:9) 新潟県:2 富山県:6 石川県:1
<u>~3万人</u>	(管内:27) 新潟県:12 富山県:5 石川県:10	-	-	-	-	(管内:2) 新潟県:- 富山県:1 石川県:1	(管内:4) <u>新潟県:2</u> <u>富山県:1</u> <u>石川県:1</u>	(管内:21) 新潟県:10 富山県:3 石川県:8	(管内:2) 新潟県:- 富山県:1 石川県:1
合計	(管内:63) 新潟県:29 富山県:15 石川県:19	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:4) 新潟県:1 富山県:1 石川県:2	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:9) 新潟県:2 富山県:5 石川県:2	(管内:9) 新潟県:6 富山県:1 石川県:2	(管内:21) 新潟県:10 富山県:3 石川県:8	(管内:33) 新潟県:13 富山県:11 石川県:9

令和6年度訪問対象市町村(予定)		
新潟県	小千谷市、見附市、糸魚川市、 魚沼市、胎内市、聖籠町	人口3~5万人 継続・完了 人口~3万人 着手開始
富山県	立山町	人口~3万人 継続
石川県	川北町、津幡町	人口3~5万人 継続・完了 人口~3万人 継続

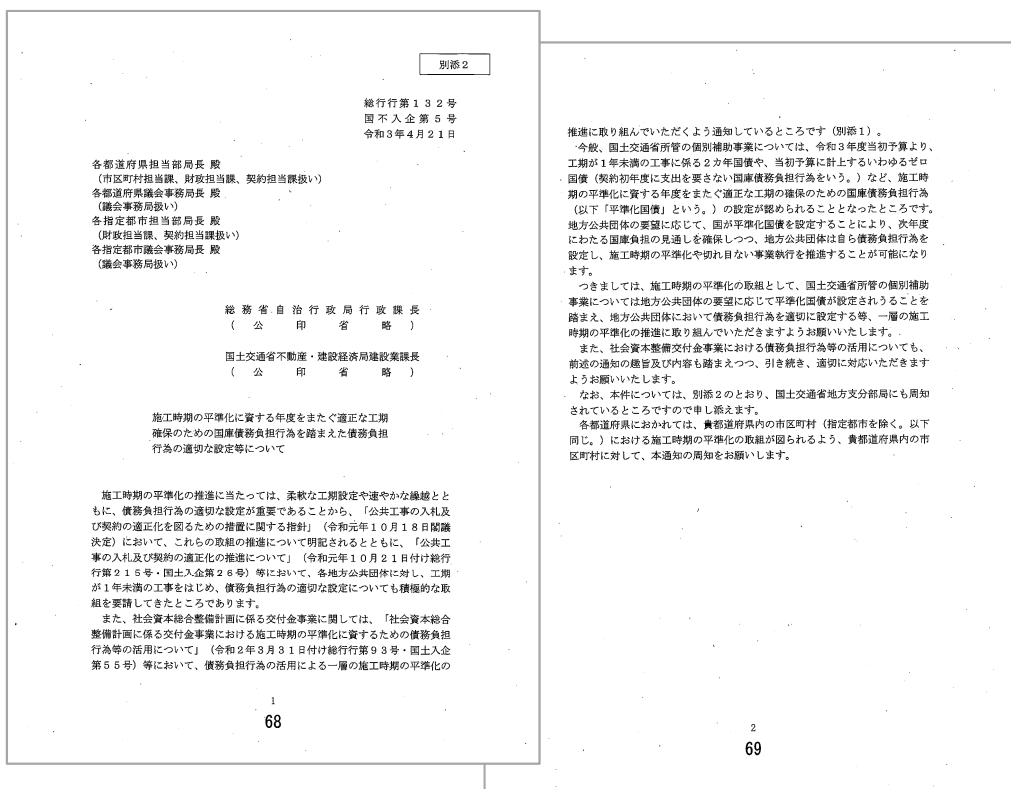
直接訪問、
Web形式
を併用

- ◆ 「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示。
- ◆ 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組も実施。

【参考】平準化を目的とした債務負担行為(平準化国債)の活用

- ◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

- ◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

**適切な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）**

週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

◎週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)【実績値と目標値(R6)】(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象 機関 ○:対象 -対象外	実績値(R1) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R2) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R3) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R4) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R5) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
全国統一指標	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック : 0.23	北陸ブロック : 0.67	北陸ブロック : 0.81	北陸ブロック : 0.98	北陸ブロック : -	北陸ブロック : 1.00
			国等 : 0.78 新潟県域 : 0.29 富山県域 : 0.05 石川県域 : 0.09	国等 : 0.91 新潟県域 : 0.61 富山県域 : 0.26 石川県域 : 0.99	国等 : 0.99 新潟県域 : 0.80 富山県域 : 0.38 石川県域 : 1.00	国等 : 1.00 新潟県域 : 0.92 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00	国等 : - 新潟県域 : - 富山県域 : - 石川県域 : -	新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00
地域独自指標	①適切な工期設定※3 (週休2日の 取り組み機関)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック : 0.32	北陸ブロック : 0.39	北陸ブロック : 0.46	北陸ブロック : 0.70	北陸ブロック : 0.97	北陸ブロック : 1.00
			国等 : 0.67 新潟県域 : 0.16 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.10	国等 : 0.92 新潟県域 : 0.32 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.35	国等 : 1.00 新潟県域 : 0.42 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.45	国等 : 1.00 新潟県域 : 0.65 富山県域 : 0.50 石川県域 : 0.75	国等 : 1.00 新潟県域 : 0.97 富山県域 : 0.94 石川県域 : 1.00	新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 数値は週休2日工事の実施状況(「a:既に取り組んでいる」、「b:今年度取り組む予定にしている」)の割合)

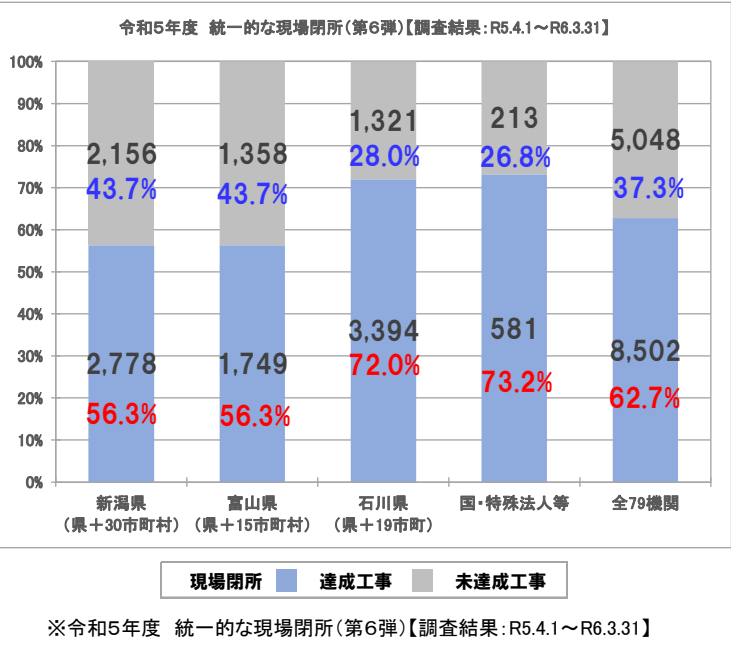
- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、令和6年度より、罰則付きの時間外労働規制の適用が開始。

- 週休2日対象工事の実施状況は、R4年度(R5年度)実績において改善傾向。
- 地域独自指標「①適正な工期設定(週休2日の取り組み機関)」の指標は、「実施の有無」から「実施割合(週休2日対象工事件数/全工事件数)」へ変更。各機関の取り組み件数の拡大を図る。

- さらに建設業の「働き方改革」を加速させるための環境整備
- ◆ 週休2日工事(必要経費(労務費、機械経費、間接工事費など)の補正)の試行拡大。
 - ◆ 統一的な現場閉所(令和6年度は、年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象)。
 - ◆ ロゴマーク、ポスターを使用して、取り組みを『宣言』し、更なる推進、浸透を図る。

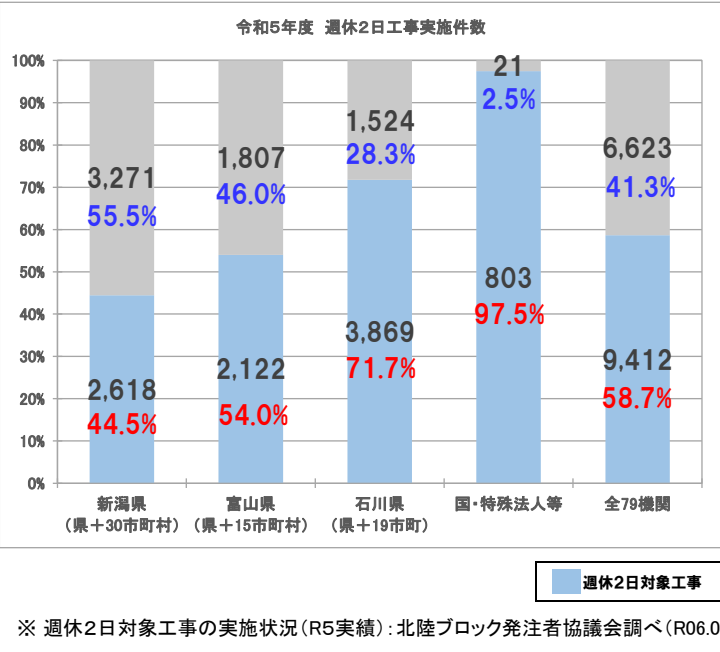
統一的な現場閉所と週休2日工事の実施状況

◆ 現場サイド (工事現場での取り組み状況)

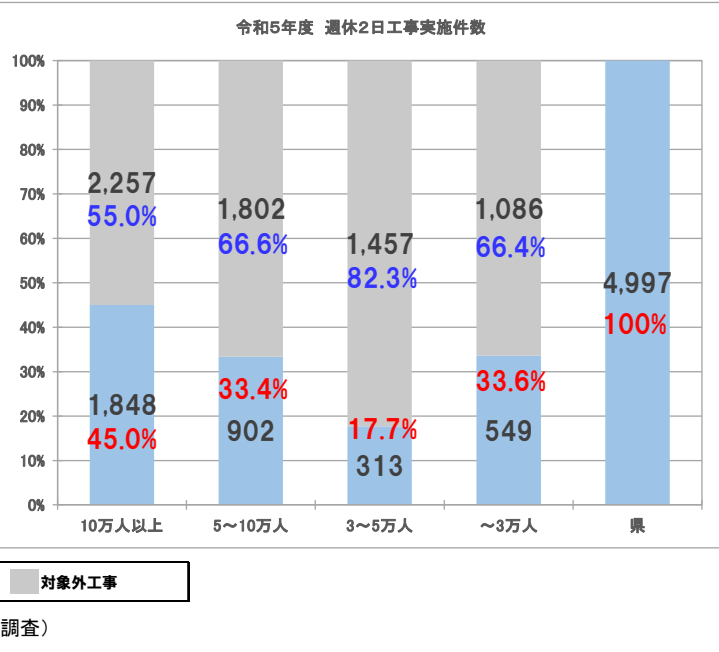


◆ 発注者サイド (週休2日工事実施状況)

県別実施状況



人口区分別実施状況(64市町村+3県)



◆ 統一的な現場閉所と週休2日工事の進捗比較

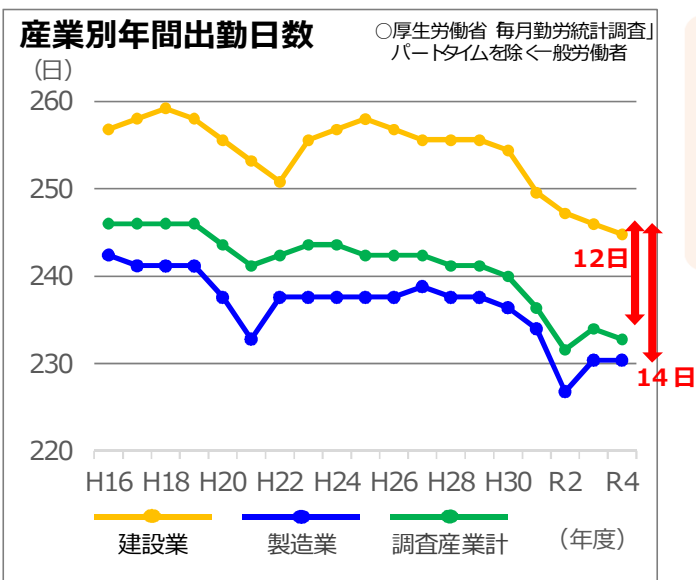
- ◆ 発注者の「週休2日工事の実施」(58.7%)より、工事現場での「閉所(週休2日)の実施」(62.7%)が高い。
→ 現場サイドに比べ、発注者サイドの対応の遅れが見受けられる。
- ◆ 機関別、県別でも「週休2日工事」の取り組みの進捗が異なる(国、県は実施率が高い)。



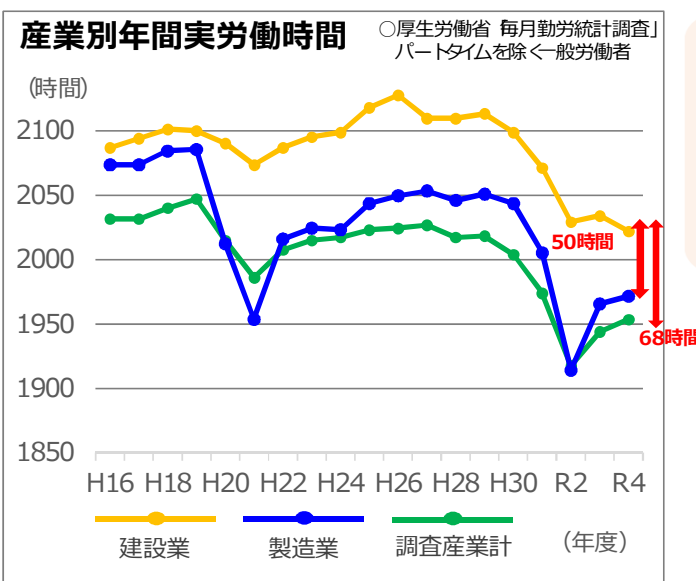
週休2日工事の取組みは、「実施の有無」から「実施件数の拡大」へ転換し、更なる導入・拡大を図る。

建設業における週休2日への取り組み状況と今後の課題(出勤日数・労働時間・休日)

年間出勤日数・実労働時間の推移



◆ 建設業では、**年間の出勤日数**は全産業と比べて**12日多い**(製造業と比べて14日多い)。



◆ 建設業では、**年間の総実労働時間**は全産業と比べて**68時間長い**(製造業と比べて50時間長い)。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況(技術者・技能者)

建設業における平均的な休日の取得状況



出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

◆ 技術者・技能者ともに**4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い**。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要**

公共工事の発注者・受注者の皆さんへ

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
(統一的な現場閉所「第7弾」)

毎週
土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」

新潟県、富山県、石川県内の
公共工事は土日閉所します

※ 現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。



【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、
金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

魅力ある建設業に向けて

「適正な工期」による「休日の確保」
に取り組んでいます。

・ 令和6年度より時間外労働規制が適用されます。週休2日等を考慮した工期の設定が必要になります。
また、著しく短い工期は禁止されています。条件明示の上、適正な工期での請負契約の締結が必要です。

統一的な現場閉所とは

- ◆ 令和6年度から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用。
- ◆ 「4週8休の確保」の推進に向け、管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所の取り組み(各発注機関から施工業者へ提案)。
- ◆ 令和元年度から取り組みを開始。(令和6年度は「第7弾」)
- ◆ 閉所日を年度ごとに段階的に増加。
- ◆ 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- ◆ 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働して工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

発注機関が連携し実施

※ 第1弾：2019GW期間に実施(4/27(土)～5/6(月)の10連休)
※ 第2弾：令和元年度に実施(9月・10月・11月 4回の「3連休」)
※ 第3弾：令和2年度に実施(年間を通じて月2回)
※ 第4弾：令和3年度に実施(年間を通じて月2回)
※ 第5弾：令和4年度に実施(年間を通じて月3回)
※ 第6弾：令和5年度に実施(年間を通じて月4回)

「週休2日」の実施例

◆ 主な工事の週休2日(4週8休)の実施例。
◆ 現場条件、工事内容等から「現場閉所」「技術者の土日の休み」等の実施が困難な工事については、「交替制」により実施。

		月	火	水	木	金	土	日
一般的な工事	工事						閉所	閉所
	技術者						休	休
現場制約のある 週休2日 (4週8休)工事	工事				閉所	閉所		
	技術者				休	休		
トンネル工事等 (交替制)	工事							
	技術者A						休	休
	技術者B				休	休		
	技術者C	休	休					
維持工事等 (交替制)	工事							
	技術者A					休	休	
	技術者B	休						休
	技術者C							

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

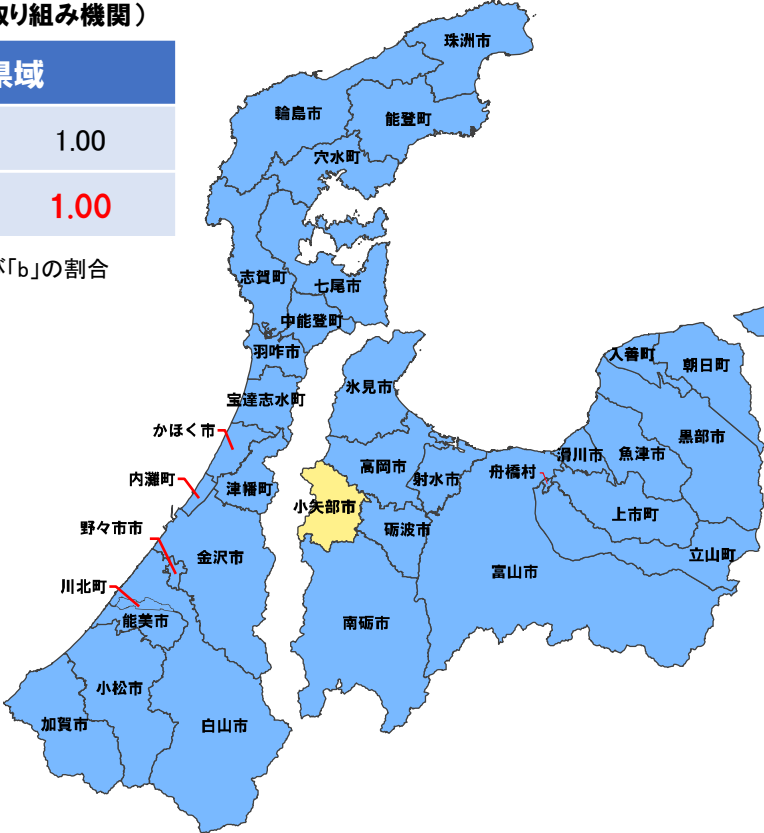
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和5年度実績 (令和6年4月調査)

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
目標(R5)	1.00
実績(R5)	1.00

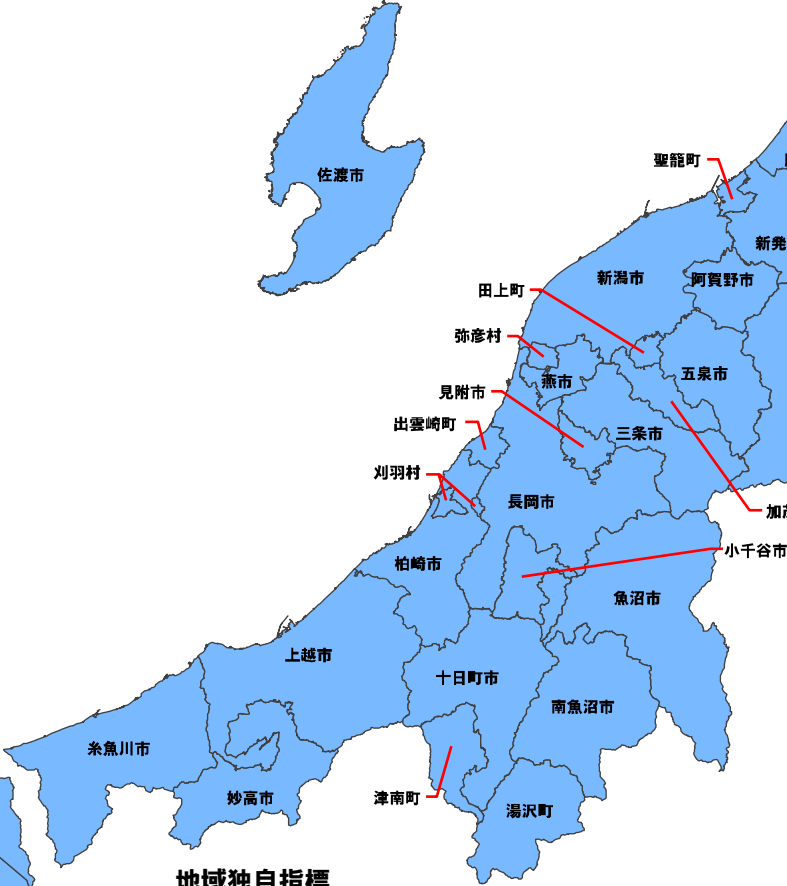
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
目標(R5)	1.00
実績(R5)	0.94

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

新潟県域	
目標(R5)	1.00
実績(R5)	0.97

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

- a : 既に取り組んでいる
- b : 今年度取り組む予定にしている
- c : 取り組む検討をしている
- d : 取り組みは検討していない

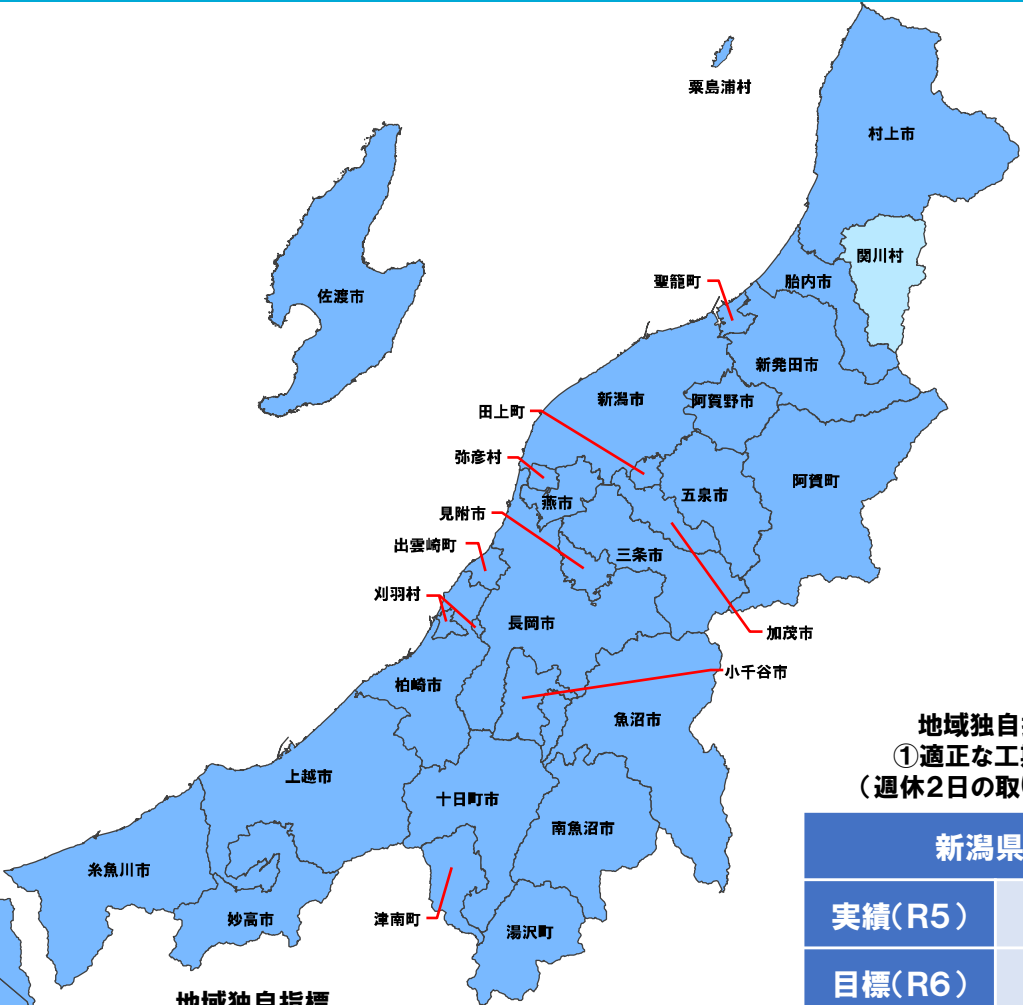
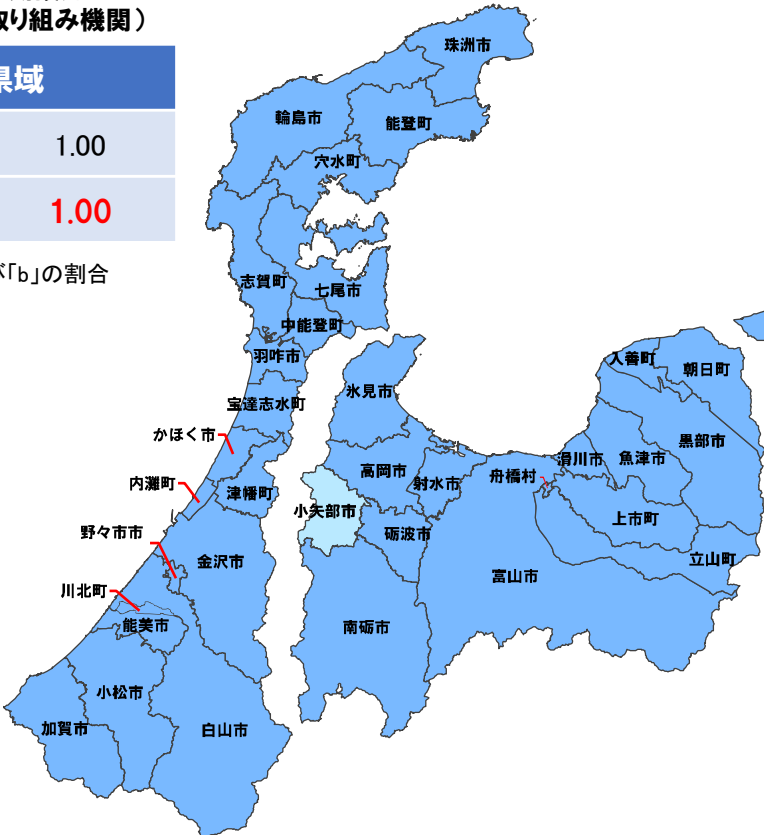
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和6年度目標 (令和6年4月調査)

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R5)	1.00
目標(R6)	1.00

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R5)	0.94
目標(R6)	1.00

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

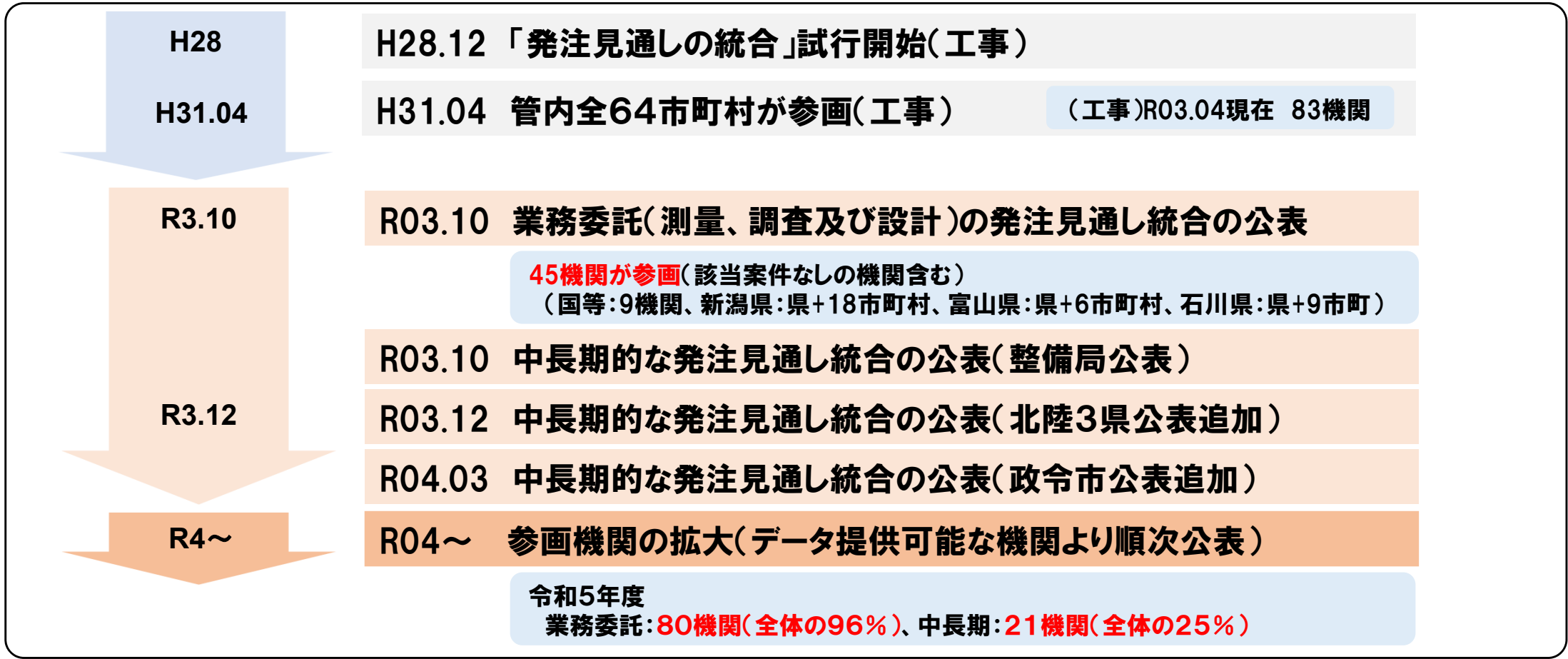
新潟県域	
実績(R5)	0.97
目標(R6)	1.00

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

- a : 既に取り組んでいる
- b : 今年度取り組む予定にしている
- c : 取り組む検討をしている
- d : 取り組みは検討していない

発注見通し統合の活用促進

発注見通し統合の経緯



令和6年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大。公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 業務委託の発注見通し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
→ 発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)。

令和6年度 発注見通し公表スケジュール

- ◆ 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し
更新時期: 1回/四半期(「公表基準日」は各月15日、30日)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ 中長期的な発注見通し
更新時期: 1回/年(第2四半期) ※ 第2四半期を基本とするが、各発注機関の公表時期に合わせて更新
新規参画: 統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも参画可能
対象機関: 国、県、政令市、市町村 (データ提供可能な機関より順次公表。)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工 事	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
業務委託	4/15、4/30	7/14、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
中長期的な見通し	新規参画	更新 + 新規参画	新規参画	新規参画

統合版HPの利用促進

- ◆ 参画機関の増加(業務委託、中長期)(データ提供可能な機関より順次公表)
 - 参画時期は、統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも可能
- ◆ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)の利用促進(継続)
 - 各種業界、機関との意見交換会等を通じ、国・県からアピール 等

◆ 公共工事の円滑な施工確保について(通知)
(R03.12.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要
 - ◆ 技能労働者の適切な賃金水準の確保(実勢を反映した労務単価の設定)
 - ◆ 公共投資の安定的・持続的な見通しの確保(安定した雇用・就業環境の形成)

◆「計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施」「社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保」の観点から、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図ることが必要。

◆ 各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。